

岩手県農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正新旧対照表

改正前					改正後				
岩手県農山漁村地域整備交付金交付要綱					岩手県農山漁村地域整備交付金交付要綱				
<p>(目的) 第1～第7 [略]</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年6月20日から施行する。</p>					<p>(目的) 第1～第7 [略]</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年6月20日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、平成30年9月18日から施行する。</u></p>				
別表第1 (第2関係)					別表第1 (第2関係)				
交付対象事業		経費	交付額	摘要	交付対象事業		経費	交付額	摘要
事業名	区分				事業名	区分			
国実施要綱第2の1の(2)の①のアの(イ)農地整備事業	[略]	[略]	[略]		国実施要綱第2の1の(2)の①のアの(イ)農地整備	[略]	[略]	[略]	
国実施要綱第2の1の(2)の①のアの(カ)草地畜産基盤整備事業	草地整備型 畜産担い手 総合整備型	[略]	[略]		国実施要綱第2の1の(2)の①のアの(イ)農地整備	草地畜産基盤 整備事業	[略]	[略]	
国実施要綱第2の1の(2)の①のアの(ク)畜産環境総合整備事業	資源リサイクル事業 草地畜産活性化事業 新技術活用 地域環境改善事業	[略]	[略]		国実施要綱第2の1の(2)の①のアの(エ)農村整備	畜産環境総合 整備事業	[略]	[略]	
国実施要綱第2の1の(2)の①のアの(ケ)地域用水環境整備事業	[略]	市町村、土地改良区その他知事が認める者が国実施要領別紙第8第2の2の(1)の表の1の(7)に掲げる小水力発電整備を行う場合に要する経費	[略]		国実施要綱第2の1の(2)の①のアの(イ)水利施設整備	[略]	市町村、土地改良区その他知事が認める者が国実施要領別紙2運用5第1の1の(1)のキに掲げる小水力発電整備を行う場合に要する経費	[略]	

様式第4号（別表第2関係）～様式第7号（第6関係） [略]

様式第4号（別表第2関係）～様式第7号（第6関係） [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。